

令和4年度仙台市ヤングケアラーピアサポート・オンラインサロン企画運営業務委託に係る公募型プロポーザル質問・回答書

令和4年6月17日（金曜日）までに質問書（様式1）によりいただいた質問に対する回答は以下の通りです。

番号	資料名	頁数	該当箇所	質問事項	回答
1				オンラインサロン設置・運営のためICT機器が必要です。本事業で、ICT機器をしようとする際は、購入、リース、既に所持している機器の使用が考えられます。購入、リース金額の上限はありますか？	<p>本事業において使用する必要性がある物品のリース・購入の費用について、特に上限額はございません。合理的な価格と認められるものを業務委託提案上限額の範囲内で所要経費に計上してください。</p> <p>ただし、本事業の経費でリースあるいは購入した物品は自主事業など本事業以外の目的に使用することはできません。他の物品と明確に区別できるよう、取得年度及び委託事業名を明記したシールを貼るなどして管理してください。また、本事業は国の補助金を活用しているため、以下のことを遵守いただく必要があります。</p> <p>○児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について(抄) (平成19年12月3日付厚生労働省発雇児第1203001号厚生労働省事務次官通知)</p> <p>6(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p>
2	仕様書	6	行政情報の取扱いに関する特記仕様書	行政情報の取扱いに関する特記仕様書がありますが、仙台市が昨年調査したヤングケアラーに関する情報等は本事業を履行する際に、提供いただけるのでしょうか？	<p>当該調査の結果については、下記URLにて公表しております。</p> <p>○仙台市ホームページ「ヤングケアラーに関する実態調査の結果について」 https://www.city.sendai.jp/kodomo-somu/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/shisaku/hokokusho/youngcarer.html</p> <p>本事業実施にあたって個別の回答データ等の提供はいたしません。</p>